



貴社の人材確保に向けた
誰もが働きやすい
職場づくりを支援します！

子育て環境日本一の京都を目指して！

多様な働き方推進事業費補助金

(子育てにやさしい職場づくりコース)

補助対象事業

- 1 仕事と生活支援のための就業規則等社内制度の整備、業務効率化による年次有給休暇の取得促進など、多様な働き方の推進にむけたコンサルタントの導入
- 2 子連れ出勤の実現に向けた託児スペースの整備など、多様な働き方の推進に向けた施設整備
- 3 ロボットの導入による付随的業務の効率化やIoTツールの導入による生産設備の稼働率向上など、労働生産性の向上を通じ、長時間労働の削減や有給休暇の取得促進など多様な働き方を推進するために行う機器・ソフトの導入
- 4 多様な働き方の理解促進に向けた社内研修の実施、各種セミナーへの参加
- 5 新たに実施する①～④までの取組を発信し、人材確保に繋げるために行う、PRグッズの作成、ホームページ又は求人媒体への掲載、企業説明会への出席

補助率・補助額

○中小企業等が個別に事業実施する場合：**補助対象経費の2分の1以内(上限:50万円)**

ただし・小規模企業者が個別に事業実施する場合は、補助対象経費の3分の2以内(上限:50万円)

・時間単位の年次有給休暇制度を新たに導入し、かつ効果測定期間における年次有給休暇取得率の10%上昇(前年同時期対比)を達成した場合は、補助対象経費[※]の3分の2以内(上限:100万円) ※目標の達成のために要した経費に限る

○複数事業者が共同で事業実施する場合：**補助対象経費の3分の2以内(上限:100万円)**

申請期間

令和3年4月28日(水)～12月28日(火)

※補助金は予算の範囲内で交付するため、期間内であっても募集を終了する場合、あるいは希望された金額を交付できない場合がありますので、御了承願います。



京都府補助事業



京都府中小企業団体中央会実施

趣旨

人材確保・定着の促進を目的に、従業員の仕事と家庭の両立に向け、多様な働き方の推進に取り組む府内中小企業等を支援

補助対象者

京都府内に事業所を有し、かつ、「子育て環境日本一に向けた職場づくり行動宣言」を行うものであって、以下のいずれかに該当するもの（みなし大企業に該当しないもの及び国または地方公共団体から出資を受けていないものに限る。）

ア 業種区分に応じて **A** または **B** を満たすもの（個人事業を含む）。その他の法人は、区分に応じて **C** を満たすもの

業種区分	A 資本金基準 (資本の額又は出資の総額)	B 従業員基準 (常時使用する従業員の数)
① 製造業、建設業、運輸業	3億円 以下	300人 以下
② 卸売業	1億円 以下	100人 以下
③ サービス業(ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	5,000万円 以下	100人 以下
④ 小売業	5,000万円 以下	50人 以下
⑤ ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円 以下	900人 以下
⑥ ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円 以下	300人 以下
⑦ 旅館業	5,000万円 以下	200人 以下
⑧ その他の業種(上記以外)	3億円 以下	300人 以下
その他の法人		C 組織形態・従業員数
⑨ 組合、連合会	中小企業等経営強化法第2条第1項第6号から第8号に規定される組合及び連合会	
⑩ 医療法人、学校法人、社会福祉法人	常時使用する従業員の数が100人以下の者	
⑪ 社団法人(一般・公益)	直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であり、かつ、①～⑧の業種区分に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者	
⑫ 財団法人(一般・公益)		
⑬ 特定非営利活動法人	①～⑧の業種区分に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者	

イ きょうと福祉人材育成認証制度による認証を受けているもののうち会社以外のもの

ウ 「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度による認証を受けているもののうち会社以外のもの

エ ア、イ、及びウに掲げるもののほか、特に京都府中小企業団体中央会が認めるもの

補助対象経費

【次に掲げる経費】

●規則等作成料 ●コンサルタント料 ●講師謝金 ●施設整備費 ●機器のレンタル、リース及び購入経費 ●教育研修費 ●備品購入費 ●旅費 ●印刷製本費 ●役員費 ●消耗品費 ●委託料 ●取組発信経費(広告宣伝費、出展費、ホームページ作成費、求人媒体作成費) ●その他中央会が必要と認める経費

※外部専門家によるコンサルティング事業に係る経費及び就業規則の作成・見直しに係る経費については、補助対象経費として合計200,000円を上限とする。

補助対象期間

交付決定日～令和4年2月28日 ※期限までに、経費の支払も含め事業を完了することが必要です。

手続の流れ



申請者

京都府「子育て企業サポートチーム」スーパーバイザーに相談【必須】

※個別訪問等により、補助金申請のポイント等について、アドバイスさせていただきます。

まずは、京都府労働政策課までお問い合わせください。(075-414-5085)



申請者

アドバイス内容を踏まえ、交付申請書等を作成し、京都府中小企業団体中央会に提出(郵送または持参)

京都府中小企業団体中央会 京都市下区四条通室町東入ル函谷鈴町78番地 京都経済センター3階

TEL:075-708-3701 FAX:075-708-3725

受付時間:月曜～金曜(祝日・年末年始除く) 9時～12時、13時～17時



中央会

事業内容、効果について審査し、審査結果を通知



申請者

事業を実施し、効果を確認のうえ、京都府中小企業団体中央会に実績報告書等を提出



中央会

実績報告書等の内容を確認し、補助金の金額確定・交付(精算払)